

議案第 111 号

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年東大
阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「
その他の」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律
第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）
」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事
業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、
前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
(乳児等通園支援事業所内部の規程)	(乳児等通園支援事業所内部の規程)
第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 利用定員	(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u>
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>その他の利用に当たっての留意事項</u>	(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに利用に当たっての留意事項</u>
(8)～(11) (略)	(8)～(11) (略)
(乳児等通園支援事業の区分)	(乳児等通園支援事業の区分)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども	3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども

園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2

園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

条の規定は適用しない。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。